

議案第91号

世田谷区監査委員の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 旅費の種類を変更するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案
を提出する。

世田谷区監査委員の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例の一部を改正する条例

世田谷区監査委員の求めに応じて出頭した関係人に対する費用弁償条例（昭和31年10月世田谷区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費の7種とし、その額は、職員の旅費に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第12号）に定める額に相当する額とし、その支給方法は、区職員の例による。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第2条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する出頭のための旅行について適用し、同日前に出発する出頭のための旅行については、なお従前の例による。